東海市農業委員会総会議事録

１　日時及び場所

日　時　令和８年（２０２６年）３月１９日（木）

開会　午後２時

閉会　午後２時２８分

場　所　東海市役所（３０２会議室）

２　出席委員（１６人）

農業委員

１番	久　野　光　洋	２番	櫨　　　順　一
３番	坂　　　康　彦	４番	坂　　　真　知
５番	荒　谷　　　知	７番	蟹　江　永　規
８番	太　田　錦　臣	９番	澤　木　　　眞
１０番	早　川　峰　子	１１番	小　島　康　嗣
１２番	小　野　直　之		

農地利用最適化推進委員

北地区	土　方　秀　永	北地区	小　野　剛　憲
北地区	山　中　正　直	南地区	大　村　泰　誉
南地区	井　村　真　道		

３　欠席委員（２人）

６番	加　古　勝　巳	南地区	今　津　英　伸

４　職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	濵　田　　　融	統括主任	平　松　久　知
主　事	菅　家　健　司	主　事	林　　　美　波

5　傍聴者の数

なし

6　議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7　議　　事

（久野　光洋会長（以下「会長」という。））

それでは、ただいまから、３月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は１１人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は５人です。

（会　長）

日程１「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議議席番号１０番早川　峰子委員、同じく１１番小島　康嗣委員を指名いたします。

（会　長）

日程２「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。会期は本日１日と決定いたしました。

（会　長）

日程３　議案第７号「農地法第３条（委員会）」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第７号「農地法第３条（委員会）」１ページから２ページについて説明させて

いただきます。

始めに資料の訂正をお願いします。２ページ申請番号４４５号の渡人の申請事由２行目に王業経営とありますが、農業経営に訂正してください。

件数は４件で、田８００㎡、畑４，７９０㎡、合計５，５９０㎡です。

申請番号４３４号は、経営規模拡大のための３条許可申請でございます。

申請番号４３９号は、世帯での農業経営の中心となるために贈与を受けるための３条許可申請でございます。

申請番号４４０号は、経営規模拡大のための３条許可申請でございます。

申請番号４４５号は、世帯での農業経営の中心となるために贈与を受けるための３条許可申請でございます。

以上です。

（会　長）

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４３４号について、荒谷委員お願いします。

（荒谷委員）

申請番号４３４号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきますが、今津委員が欠席のため、代理で申請番号４３９号及び４４５号について、事務局からお願いします。

（事務局）

申請番号４３９号及び４４５号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４４０号について井村委員お願いします。

（井村委員）

申請番号４４０号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第７号は許可することに決定いたしました。

（会　長）

日程４　議案第８号「農地法第５条（知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第８号「農地法第５条（知事)」３ページを説明させていただきます。

件数は１件で、畑１，４７４㎡です。

申請番号４３８号は、業績が伸びたことに伴い、駐車場や資材置場が足らなくなり、新たに資材置場兼駐車場用地を確保するための５条許可申請です。

農地区分は、第２種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

なお、資力、信用等に問題はございません。

以上です。

（会　長）

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４３８号について、小野委員お願いします。

（小野委員）

申請番号４３８号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会長）

申請番号４３８号について、相続人の記載があるが、亡くなったのは誰か。

（事務局）

備考に記載のあるとおり、被相続人は牧田進氏です。

（会長）

譲渡人は外４名になるのではないか。

（事務局）

相続登記がまだ終わっていないため、登記名義人の外１名と記載しております。

（会長）

申請も外１名で出さないといけないのではないのか。

（事務局）

亡くなった人が申請することはできないので、法定相続人を記載しています。

（会　長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第８号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

（会　長）

日程５　議案第９号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外・編入）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第９号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外・編入）」４ページから５ページをご説明させていただきます。

件数は４件で、田４４８㎡、畑１，４９１㎡、合計１，９３９㎡でございます。

始めに、申請番号４４６－１号でございます。

申出者は、妻と二人で借家に住んでいるが、家財道具も増え、手狭となったため、父所有地に分家住宅を建築するものでございます。

続きまして、申請番号４４６－２号でございます。

申出者は、夫と子ども２人と借家に住んでいるが、手狭となったため、母所有地に分家住宅を建築するものでございます。

続きまして、申請番号４４６－３号でございます。

申出者は、新たな取引先との業務の開始に対し、駐車場用地が不足するため、新たに用地を確保するものでございます。

続きまして、申請番号４４６－４号でございます。

申出者は、賃貸住宅に住んでいるが、子どもが生まれ、手狭となったため、祖母所有地に分家住宅を建築するものでございます。

なお、今回の申出でございますが、農用地区域除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものでございます。

以上です。

（会　長）

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４４６－１号について、早川委員お願いします。

（早川委員）

申請番号４４６－１号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきますが、今津委員が欠席のため、代理で申請番号４４６－２号、４４６－３号及び４４６－４号について、事務局からお願いします。

（事務局）

申請番号４４６－２号、４４６－３号及び４４６－４号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（小島委員）

分家住宅の要件として、何親等まで建てられるのか。

（事務局）

分家住宅の建築要件は都市計画法のため、農地法で制限がかかっている訳ではないです。今回除外は、他法令の見込みがあったため、受付けています。

（会　長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第９号は、原案のとおり同意いたしました。

（会　長）

日程６　議案第１０号「東海市農業委員会総会会議規則（一部改正）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第１０号「東海市農業委員会総会会議規則（一部改正）」について説明させていただきます。６ページをご覧ください。

始めに資料の訂正をお願いします。６ページの後に規則の公布文案と新旧対照表を添付しておりますが、内容が一部変更となりましたので本日配布した資料に差し替えをお願いします。

「東海市公告式条例」の一部を改正することにより、「東海市農業委員会総会会議規則」の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、添付資料の新旧対照表のとおり、第２条第１項中「すべて」の表現を改めるもの、及び「に定める掲示場に」を「第２条第２項に定める条例の公布の例により、」に改めるもので、告示につきましては、可決後速やかに実施するもの、施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。

以上です。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第１０号は原案のとおり決定いたしました。

（会　長）

日程７　報告第９号「農地法第３条の３（相続等による権利移動）」から、日程９　報告第１１号「農地法第５条（届出）」までの３件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

始めに、報告第９号「農地法第３条の３（相続等による権利移動）」７ページから８ページを説明させていただきます。

件数は４件で、畑２，０１２㎡です。４件とも、相続により所有権を取得したもので、あっせん希望は申請番号４１９号の１件です。

続きまして、報告第１０号「農地法第４条（届出）」９ページから１０ページを説明させていただきます。

件数は５件で、田１，３２３㎡、畑７２１㎡、合計２，０４４㎡です。転用目的は、共同住宅建設１件、住宅建築２件、駐車場２件です。

続きまして、報告第１１号「農地法第５条（届出）」１１ページから１３ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が１件、賃貸借権２件、使用貸借権が１件で、田１，８７４．７１㎡、畑３２１㎡の合計２，１９５．７１㎡です。

転用目的は、住宅建築２件、工事現場事務所用地及び駐車場２件です。

以上です。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、日程７　報告第９号「農地法第３条の３（相

続等による権利移動)」から、日程９　報告第１１号「農地法第５条（届出)」までの３件を終了いたします。

（会　長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濵田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会　　長　久野　光洋

署名委員　早川　峰子

署名委員　小島　康嗣